

令和元年
第7回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和元年第7回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年7月25日（木）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第7回立川市農業委員会総会

令和元年7月25日(木)

立川市役所208及び209会議室

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 粕谷秀夫君 | 10番 | 原島和也君 |
| 2番 | 鈴木豊君 | 11番 | 岩田安雄君 |
| 3番 | 金子波留之君 | 12番 | 粕谷久敬君 |
| 4番 | 内野英樹君 | 13番 | 長泉芳雄君 |
| 5番 | 鈴木和昌君 | 14番 | 清水一幸君 |
| 6番 | 小峰喜昭君 | 15番 | 藤野浩司君 |
| 7番 | 山下明君 | 16番 | 馬場宏君 |
| 8番 | 島田加美君 | 17番 | 欠席 |
| 9番 | 横幕玲子君 | | |

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。雨が多くて、梅雨がまだまだ明けないそうです。九州のほうは明けたそうですけれども、関東はまだで、台風も発生しているようであります。日が出ないで、今日は久しぶりに日が出たと思ったら、今、32度ぐらいに気温が上がりまして、急に暑くなったので、体調もついていけないような状態であります。

雨が多くて、農作物にはあまりいい影響がないみたいですね。キャベツにしても、コマツナにしても、露地物は大変腐りやすくて、いろいろ困っております。また市場では果菜類も値上がりしているようですけれども、収穫が少ないから、それだけ値上がりしているということでございますので、決して農家にいいわけではないのですが。これから梅雨が明けますと暑くなりますので、ぜひ体調には十分御留意していただければと思っております。よろしく願いいたします。

また、特定生産緑地の申請が始まりました、JAのほうでもいろいろな手続きのお手伝いをしていただけますので、ぜひ御利用していただいて、スムーズに行くようにやっていただければいいのかなと思います。

そんなところで、立川市は北多摩では一番農地面積が多いわけで、農家数も多いので、事務局のほうでも大変御苦労されていると思うんですけれども、一人でも漏れることなく、皆さんで協力してスムーズに行くように、各地区の農家の方に言っていただければいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先だっの7月4～5日、北多摩地区農業委員会連合会の1泊の研修ということで、私と、事務局の局長と主任に同行していただきまして、長野県大町市の姉妹都市の農業委員会と農家を見させていただきまして、大変勉強になりましたことを御報告させていただきます。

米農家を見させていただいたんですけれども、規模が大き

いので、立川市のほうは米はないんですが、田んぼの米も、4町歩や5町歩ぐらいでは全然やっていけないということで、かなりの面積を借りて、またリースみたいな形で、ほかの農家の手助けをしているようなお話を聞きました。また、機械も大変大きな機械が導入されておりました、よくこんなに機械がたくさんあって、やっていけるなと思うほどすばらしい機械がたくさんありました。

あとはブドウの農家だったんですけれども、勤めを辞めまして、お父さんの跡を継いでブドウの生産をやって、ワイナリーでブドウ酒をつくる、ワインをつくるところを始めたということで、そこも見させていただきましたが、大変一生懸命やっておられました。

そんなことで、これから我々も、いろいろな施策がございますけれども、立川市も、ほかの地区からぜひ見させてくれなんていうところがたくさん来ますので、そのときにはまた御協力をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和元年7月、第7回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、7番の山下委員と8番の島田委員の御両名にお願いいたします。

それでは、報告事項であります、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が今回は2件出ております。(3)農地法第5条第1項第6号の規定

による届出が、今回は多くて7件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 皆様、お手元に報告事項の資料を御用意ください。

まずはじめに報告事項の（1）事務報告でございます。

7月4日（木）～7月5日（金）、北多摩地区農業委員会連合会会長研修会。

7月8日（月）、立川のはたけ！見学と交流会。

7月9日（火）、夏野菜品評会褒賞授与式。

7月10日（水）、広報研究会。

7月16日（火）、現地調査。

7月22日（月）、都市農地保全活用セミナー。

7月25日（木）、令和元年第7回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

7月26日以降の予定でございます。

8月8日（木）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会。

8月15日（木）、現地調査。

8月26日（月）、令和元年第8回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

続きまして、お手元の資料の報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定によります届出2件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては資料に記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は富士見町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は261㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目、農地の所在は柏町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は252㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

各々周辺略図をご覧ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定によります届出７件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては資料に記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は幸町１丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は２，９９５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は幸町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，４７７㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は砂川町７丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は５６９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は栄町２丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は４１５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

５件目、農地の所在は栄町２丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は４０４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

６件目、農地の所在は栄町２丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１０３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

７件目、農地の所在は栄町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１１０㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図をそれぞれ御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問があればお伺いいたします。

私から。報告第３号の１、略図１、ここは大分面積が多いようですけれども、戸建住宅２４棟はこの前のところから入

るような形になるんですか。

15番 そうですね、そこからでないとう入口はないですから。

議長 北側は猶予制度を受けていますよね。これは確認されましたか。現地へは行かなかったですか。

15番 現地に行きました、隣ですから。境界もしっかりしていますので、問題はないかと思えます。家が陰になるぐらいで。

議長 陰になるけれども、隣の人は何にも言っていなかったですか。

15番 陰になったらつくれなくなりますから、反対してもよかったですかね。

議長 ここはもうすぐに工事が始まるんですか。

15番 工事の関係は何っていないですけども、かなり早い時期に測量には来ていました。

議長 それから報告第3号の2、ここは小峰委員ですね。細長いところは。

6番 玉川上水のところです。

議長 これもすごいですね。ここは隣が住宅ですよ。

6番 そうです、開発の看板が出ています。

議長 わかりました。ありがとうございます。
ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回は1件を議題とさせていただきます。

なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 現地調査を7月16日、申請者の立ち会いのもと、粕谷会長、梅田委員、山下委員、清水委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は1件でございます。

議案第1号の1、農地等の相続人の住所・氏名等については記載のとおりでございます。

特例農地は、砂川町4丁目の4筆となります。

略図1をご覧ください。略図1は自宅の南側に隣接する農地で、ナス、トマト、キュウリ、トウモロコシ、サツマイモ、スイカ、メロンなど多品目の野菜と、モモ、カキ、ブドウなどの果樹が栽培されておりました。畑の南側は、屋敷林や豚舎の跡地があり、その部分は申請から除かれておりました。

生産物は自家消費とのことでございます。

肥培管理は良好。農業従事者は申請者及び近隣に居住する子どもでございます。

以上でございます。

議長 調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。今日は梅田委員が欠席でございますので、山下委員、清水委員、横幕委員の順番にいきたいと思います。山下委員、よろしく申し上げます。

7番 先ほど事務局から説明があったとおり、多品目にわたって野菜及び果樹が生産されておりました。肥培管理も良好でありまして、特に問題もないと畑だと思えます。

以上です。

議長 続きまして、清水委員、お願いいたします。

14番 事務局から説明があったとおりで、家庭菜園がずっと続いているというような形で、肥培管理もほぼ良好でした。

議長 続きまして、横幕委員、申し上げます。

9番 多品目の栽培については事務局の報告のとおりです。境の杭を御影石にしたほうがいいよという指摘がありました。それからブロック塀の補強が、もしかすると必要かなというこ

とも出ておりました。清水委員から教えてもらったんですけども、三番のあのあたりは、多摩川が蛇行した後にできた河岸段丘の地形だそうです。私たちは立川の河岸段丘という富士見町しか思い至らなかったのも、今回初めて見まして、なるほど、畑が多少斜面になっているのがわかっておもしろかったです。

議長　私のほうから。この方は、前にも猶予制度を受けておられるところでごさいました。そのままそっくり次の方が、また猶予制度の申請をしていただいたところなんですね。

今、横幕委員のほうからありましたけれども、両方がもう住宅で挟まれているんですね。前からブロックの塀が東側にありまして、どうしても隣との境がよくわからなくて、プラスチックの杭があったので、それはちゃんとしたところへ御影石でやるようにということで、今、報告がありましたけれども、そのようにやるということで約束をさせていただきましたので、問題はないかと思えます。

ただいま説明がありました件について、何か確認事項等がありましたらお願いいたします。質問はありませんか。

……質疑なしの声

議長　質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。それでは、申請人を呼んでください。

〔申請人　着席〕

議長　こんにちは。先日はお邪魔いたしまして、ありがとうございます。また今日はお忙しいところをありがとうございます。

申請人には、相続税納税猶予を十分御理解をしていただいていると思うんですが、農業委員会の総会において、改めて意思確認をさせていただきたいということで今日は御足労願ったわけですので、よろしく願いいたします。

また、農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく

運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってしまうので、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまう。そこで農業経営に対する申請人のお考えを、農業経営部会と土地利用部会がごさいますので、こちらのほうで質問させていただきます。簡単なこととごさいますので、お答え願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は梅田農業経営部会長が欠席でございますので、副部会長の馬場委員のほうから質問をお願いいたします。

16番 こんにちは。よろしくお願いいたします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 私は、生涯、健康な限り農業は続けていく所存でございませす。

子どもが3人おりますが、3人とも近くにおります。1人は一緒に暮らしておりまして、もう1人は敷地内におりまして、もう1人は近くに住んでおります。長女と長男は勤めておりますが、休みのときは手伝ってくれますし、次女は専業

主婦で敷地内におりますので、都合がつく限り手伝ってくれますし、孫も忙しいときや、ジャガイモ掘りや、そういうときなどは手伝ってくれますので、大丈夫かと思っております。

16番 ありがとうございます。お体に気をつけて、今後も頑張っていたきたいと思います。

議長 続きます。金子土地利用部会長、よろしく申し上げます。

3番 お疲れさまです。質問はかぶるようになりますけれども、簡単に答えていただければいいと思います。

先ほど農業経営部会からありましたが、肥培管理という作業を行うほうの部分から質問させていただきます。

立川市農業委員会では、この制度が存続されるようさまざまに努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできません。

適用申請農地は、原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可があれば農地を貸すことができます。ただし、主たる従事者が借受人となるため、次の相続のときに、生産緑地であるその農地の買取り請求ができないという覚悟が必要になります。万一許可なく相対で貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお考えをお聞かせください。

申請人 数年、夫が体を悪くしておりましたので、私や子どもたちが主に耕作してまいりました。ちゃんと私自身でやっていく所存でございます。

3番 ありがとうございます。今のお話を聞けば、私もちょこちっこあそこに行って畑を見えていますけれども、よくきれいになっていると思います。

納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と農業経営の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま一生懸命やっていたくということでお約束をいただいたので、今後も体にごをつけて農業経営をしていっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員で何か御質問があればお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方へお願いいたします。

今、両部会長からいろいろ御質問して、お答えしていただきましたけれども、相続税納税というのは猶予されているわけですので、ぜひお体に気をつけて維持管理していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は暑いところをどうもありがとうございました。

また、この封筒の中に今と同じようなことが書いてありますので、御家族でよく見ていただいて、相続税納税猶予というものはこういうものなんだということを御理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。

今日は御苦労さまでした。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は7件を議題といたします。

議案の中に私の世帯が含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、議事にかかわる

ことができません。したがいまして、同会議規則第16条の規定により、鈴木職務代理者に議事の整理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔議長 退席〕

議長（職務代理） それでは、議事の議案第2号につきましては、私が代行して議事進行をいたします。

事務局より説明をお願いしたいと思います。次長。

次長 引続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、御説明させていただきます。

現地調査を7月16日、申請者の立ち会いのもとに、会長、鈴木職務代理、小峰委員、山下委員、粕谷委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は7件でございます。番号に沿って御説明いたします。

議案第2号の1、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は栄町2丁目の2筆。略図1をご覧ください。

略図1は立川通りを挟んで自宅の北に隣接する農地で、ネギ、トウガラシ、スイートコーンなどが作付けされました。

肥培管理は良好でした。

議案第2号の2、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は栄町2丁目の1筆。略図2をご覧ください。

略図2は自宅の東側に位置する農地で、4棟のハウスには、トマト、ミニトマト、ピーマンなどが栽培されてきました。また、露地には、キュウリ、オクラ、フクミミトウガラシなどの夏野菜が栽培されてきました。なお、東南の角の窪んでいる部分は墓地でございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は申請者本人夫婦及び子どもでございます。

生産物は自ら運営する直売所で販売しているとのこと。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認しております。

議案第2号の3、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、幸町3丁目の1筆となります。略図3をご覧ください。

略図3は自宅から弁天通りを越え、立川通りとのほぼ中間に挟まれるように所在する農地で、サトイモ、ナス、トマト、オクラ、ネギ、ソーメンカボチャ、ラッカセイなどの多品目の野菜が作付けされておりました。

生産物は自家消費とのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、本人夫婦でございます。

議案第2号の4、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、幸町2丁目の1筆、幸町4丁目の2筆となります。略図4をご覧ください。

略図4-1は自宅の南に隣接する農地で、240坪ほどの面積のハウスにトマトが作付けされており、ナスの苗木なども育成するようでございます。

略図4-2は幸町団地の東に位置する農地で、多くのナスが作付けされていたほか、秋作に向け、赤土を入れ整地をしておりました。

農作物は、みの一れ立川、市場出荷を主に行っているとのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦でございます。

議案第2号の5、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町2丁目の1筆となります。略

図 5 をご覧ください。

略図 5 は国営公園北線と大山道の交差点西側に位置する農地で、ネギとコマツナが作付けされておりました。

農作物は、みの一れ立川への出荷や自家消費とのことです。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第 2 号の 6、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については上砂町 3 丁目の 1 筆となります。略図 6 をご覧ください。

略図 6 は市立第九小学校の西に位置する農地で、ブルーベリーの栽培のほか、ウド、ヤツガシラ、ネギ、モロヘイヤが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第 2 号の 7、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については西砂町 6 丁目の 2 筆となります。略図 7 をご覧ください。

略図 7 は自宅の北に広がる農地で、育成用ハウス 1 棟のほか、クウシンサイ、オクラ、トウモロコシ、サトイモ、スイカなど多品種の野菜とクリが植え付けられておりました。

生産物は、契約販売のほか、自家消費とのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

説明は以上です。

議長（職務代理） それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。番号 1 を横幕委員、お願いしたいと思います。

9 番 立川通りに面した畑のほうは、しょっちゅう見えていますけ

れども、番号2のほうの自宅に接した農地は、実は近所に住んでいながら初めて見せてもらいまして、大変たくさんの野菜とお花が栽培されていました。問題になるところは何もありませんでした。

議長（職務代理） 私のほうから番号1と番号2の補足説明をさせていただきます。

ただいま事務局からもお話がありましたように、この方は本人夫婦と子ども夫婦で主に直売をされております。

番号1のほうは、先ほど言われたとおり、トウモロコシ、ニンジンなどを作付けされて、非常にきれいに管理されております。

番号2のほうは施設ということで、ビニールハウスが全部で5棟ありまして、先ほど言われたように、トマト、キュウリなどが作付けされておりました。また、この中には井戸が1基あります。こちらは農業用ということと、あと災害時に使われるということでありました。

略図の中で囲んでいる部分は墓地ということで、若干位置がずれているんですけれども、実際は少し手前のところに墓地があります。

境界も全て確認しましたので、問題はございません。

番号1・2については以上になります。

続きまして、番号3・4を小峰委員、お願いいたします。

6番 番号3の方は自家用野菜を生産している方で、10種類ぐらいの野菜が生産されておりました。肥培管理は良好でした。

番号4の方は、略図4-1では240坪の鉄骨ハウスでトマトを栽培しておりました。肥培管理も良好でした。略図4-2ではナスを2,500本ほど生産しているということで、大変立派なナスでした。肥培管理も良好でした。

以上です。

議長（職務代理） 続きまして、横幕委員、お願いします。

9番 番号3の方は、今、事務局が説明したとおりの野菜が植わ

っておりまして、ソーメンカボチャという珍しいカボチャを見せてもらいました。できるだけ農薬を使わないで栽培しているというお話だったんですけれども、ナスに関して、テントウムシモドキだとかダニがつきやすいので、これは薬を使ったほうがいいのではないかという助言がありました。そのときに、薬をかけても次の日に出荷できるという、それほど分解が速い農薬があるということを初めて聞きまして、勉強になりました。

番号4ですが、ナス畑は大変きれいなナスが作付けされておりまして、ナスの支柱ですが、このたび職場体験の中学生が立ててくれて、結んでくれたという話を聞いて、地域に根差した農家だなと思いました。

以上です。

議長（職務代理） 続きまして、番号5・6を山下委員、お願いします。

7番 番号5の方は、略図5を見ていただきますと、生産面積は小さいところとなっております。現地はネギとコマツナがまかれておりまして、肥培管理は良好でございました。

続きまして、番号6の方は、略図6を見ていただきたいと思います。入口のほうにはブルーベリーが生産されており、あとはウド、モロヘイヤ、ネギ、オオショウガが植えてありました。肥培管理も良好でありました。

以上です。

議長（職務代理） 続きまして、横幕委員。

9番 番号5については、先ほど言われたとおりです。

番号6も何も問題になることはないと思いました。

以上です。

議長（職務代理） 続きまして、番号7を粕谷久敬委員、お願いします。

12番 この方は勤めをされている方で、農作業のほうはお休みの日とかになるそうです。農地の境界のほうですが、ちゃんと

確認できました。先ほど事務局からお話があったとおり、自家用の野菜が多く植えてあって、圃場の北のほうにはクリが植えてありました。あと空いている部分もかなりあったんですが、非常に丁寧に耕うんしてあって、草等が目立つことはなく、肥培管理は大変よくできていたと思います。

畑の南のほうなんです、真ん中に空間の部分がありますが、これはかつて先代の方が酪農をしていて、そのときの牛糞の乾燥施設の部分を物置にしたということで、下がコンクリートになっておりまして、それは猶予からは外してあるということです。

以上です。

議長（職務代理） 続きます、横幕委員、お願いします。

9番 番号7の方は、ウドが畑で育っているのを見たのは私は初めてでしたが、大変大きくなっておりました。問題のあることはありませんでした。

議長（職務代理） ただいま説明がありました件につきまして、何か御質問などがありましたらお願いしたいと思います。質問のほうはよろしいですか。

……質疑なしの声

議長（職務代理） それでは、質疑がないものと認めて、採決に移りたいと思います。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長（職務代理） 全員挙手と認め証明することに決めます。

それでは、議案第3号から再び粕谷会長に議長をお願いしたいと思います。

〔議長 着席〕

議長 次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明いたします。今回は1件でございます。

議案第3号の1、土地の表示は砂川町7丁目の1筆。面積は1,148㎡。申し出事由は故障でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたしますが、梅田委員が今日は欠席ですので、事務局のほうでお願いいたします。

主査 この方は住所が市外ということですので、梅田委員に同行して、私が一緒にお話を伺っておりますので、補足説明させていただきます。

畑は、昔の「東京陸軍航空学校」ですね、東航通りの武蔵村山沿いの東側に行ったところですよ。御本人のお話ですと、年齢的にはもう90歳近いんですけども、自宅から離れているということで、ダイコンの畝売りをしていたということで、ここをやめるということで、近隣の方から惜しむ声が上がったというようなことですが、高齢ということと病弱だということで、農業を続けるのは難しいということでした。

畑は、作付けは全くもうなくなっていました。ただ、草等が生えているということはなく、きちんと耕うんをされている形跡は見受けられました。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問があればお願いいたします。

ここは住宅の中にある畑ですね。周りがもう全部住宅なんですよ。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

 本日の協議予定はこれで終了でございますが、質問などがありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、次回の総会は8月26日月曜日、午後3時から、208・209会議室となっております。

 本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。これをもちまして総会を閉会といたします。

午後3時47分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員